

岡山大学保育所（なかよし園）における育児休業中の一時保育実施要項

平成25年5月31日
学 長 裁 定

一部改正 平成26年8月29日

一部改正 令和元年6月1日

一部改正 令和元年10月29日

一部改正 令和2年1月29日

一部改正 令和4年7月15日

（趣旨）

第1条 この要項は、岡山大学保育所（なかよし園）（以下「なかよし園」という。）における育児休業中の一時保育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 育児休業中の一時保育は、育児休業中（岡山大学（以下「本学」という。）に通学する学生が育児のために休学している場合を含む。）に、家庭で保育している幼児を対象に、本学に勤務する職員又は、本学に在籍する学生等（以下「本学職員等」という。）である者の育児負担の軽減を図ることを目的とする。

（受入れ）

第3条 育児休業中の一時保育の受入れは、通常の園児と育児休業中の一時保育として受入れる幼児を合わせて、なかよし園の定員を超えない範囲で行うものとする。

（利用者の範囲）

第4条 育児休業中の一時保育を利用できる者は、本学職員等とする。

2 前項に定める者のほか、第5条に定める対象幼児が3歳及び4歳児である場合に限り、本学職員等の配偶者であって、本学以外に所属し育児休業を取得する者に、育児休業中の一時保育の利用を認めることがある。

（対象幼児）

第5条 育児休業中の一時保育の対象幼児は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 本学職員等が育児休業であること等の理由によりなかよし園を休所及び退所した幼児であって、年度当初（4月1日現在）の満年齢が1歳から4歳であること。
- 二 本学職員等が養育していること。
- 三 幼稚園等に通園していないこと。
- 四 健康であって、集団保育の利用が可能な状態にあること。

（事前登録）

第6条 育児休業中の一時保育を利用しようとする本学職員等は、事前に「岡山大学保育所（なかよし園）育児休業中の一時保育事前登録申請書」（以下「事前登録申請書」という。）を提出し、なかよし園に登録するものとする。

2 前項の登録は、幼児が就学した場合、又はなかよし園に入所等した場合には抹消するものとする。

（利用日）

第7条 育児休業中の一時保育の開設日は、なかよし園において保育を実施する日とし、幼児1人

当たり1週につき5日以内とする。ただし、特別な事由がある場合は、保育を実施する日であっても育児休業中の一時保育を行わないことがある。

(保育時間)

第8条 育児休業中の一時保育の保育時間は、9時から16時までの間とする。

(利用の申込み)

第9条 事前登録した本学職員等（以下「登録者」という。）は、「岡山大保育所（なかよし園）育児休業中の一時保育利用申請書」（以下「利用申請書」という。）を、原則として利用を希望する日の前月20日（その日が休業日、土曜日又は祝日（以下「休業日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の休業日等でない日）までに園長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、園長は、登録者に緊急かつやむを得ない理由があると認めるときは、口頭の申し出による利用の申請を認めることができるものとする。この場合において当該登録者は、利用後速やかに利用申請書を園長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第10条 園長は、利用申請書の提出があったときは、利用の適否について審査し、利用を適当と認めた場合は利用を許可するものとする。

2 前項の審査は、利用申請書の受付順に行うものとし、受け入れ可能数に達した場合は、以降の申請については許可しないものとする。

(利用の中止等)

第11条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、育児休業中の一時保育の利用を中止させ、又は利用の許可を取り消すことができる。

- 一 登録者、又は幼児がなかよし園の指導等に従わないとき。
- 二 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

2 園長は、育児休業中の一時保育の利用を中止させ、又は利用の許可を取り消すときは、別に定める「岡山大保育所（なかよし園）育児休業中の一時保育利用中止・取消通知書」（以下「利用中止・取消通知書」という。）により登録者に通知するものとする。

(免責事項)

第12条 本学及び園長は、前条第1項の規定に基づき、育児休業中の一時保育の利用を中止させ、又は利用の許可を取り消したことにより登録者が受ける損害については、その責を負わないものとする。

(保育料)

第13条 育児休業中の一時保育の保育料は、次のとおりとする。

年齢	1日（7時間以内）	半日（3時間30分以内）	給食時間を含む場合
1歳、2歳	3,000円	1,500円	340円加算
3歳、4歳	2,000円	1,000円	340円加算

(利用料金の支払い方法)

第14条 育児休業中の一時保育の保育料は、当月分について翌月の末日までに支払わなければならない。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、育児休業中の一時保育の実施に関し、必要な事項は、園

長が別に定める。

2 事前登録申請書、利用申請書及び利用中止・取消通知書の様式は、園長が別に定める。

附則

この要項は、平成25年6月1日から施行する。

附則

この要項は、平成26年9月1日から施行する。

附則

この要項は、令和元年6月1日から施行する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和4年7月15日から施行し、令和4年7月1日から適用する。